

新検査制度に係る法改正に伴う許認可手続きのスケジュールについて

新検査制度に係る原子炉等規制法の改正に伴い、設置許可本文11号の届出、設工認及び保安規定の申請を行う予定である。これまでの面談結果を踏まえて、各許認可手続きのスケジュールについて添付の通り検討を行っているところであるが、その成立性を確認するため、以下の事項について確認したい。

1. 設置許可本文11号の届出が有効となる時点について

設置許可本文11号の届出が有効となる日は、設工認が認可された時点という認識でよいか。(設工認の添付書類「許可との整合性」の内容を踏まえて認可をいただくためには、設置許可本文11号の届出が有効(内容が問題ない)である必要がある。)

2. 設工認の認可条件について

保安規定の認可前であっても、設工認の認可はいただけるとの認識でよいか。(設置許可本文11号が有効となるために、保安規定の認可は必要条件ではないという認識でよいか。)

3. 設置許可本文11号が有効となってから保安規定が認可されるまでの間の品質保証活動について

実用炉規則第69条において「法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。」と規定されている。上記1.及び2.のとおりであれば、設置許可本文11号の届出が有効となってから保安規定が認可されるまでの間の保安活動における品質保証活動については、現行の保安規定第2章品質保証に定めて活動を行うこととなるが、保安規定の経過措置により従前の保安措置を講ずることで良いとされていることから問題ないと考えますが、その認識でよいか。

以上